



(i) 休業開始時賃金日額とは原則として、育児休業開始前6か月間の賃金を180日で割った額です。

※ 賃金月額には上限があります。

◆ 手続

被保険者の方が育児休業を開始したときは、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」を公共職業安定所(ハローワーク)に提出して、その被保険者の方の受給資格の確認を受けます。

平成22年6月30日以降は・・・

- 父母ともに育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たせば、子が1歳2か月に達する日の前日(例:平成22年7月1日出生であれば、平成23年8月30日)までの間に最大1年間まで育児休業給付金が支給されます。

※ 子の1歳の誕生日の前日が平成22年6月30日以降である方が対象となります。また、上記のように育児休業開始日が平成22年6月30日以降である場合も対象となります。

◆ 支給対象者 (以下、①～③のすべての要件を満たす場合)

- ① 育児休業開始日が、当該子の1歳の誕生日以前であること。
- ② 育児休業開始日が、配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること。
- ③ 配偶者が当該子の1歳の誕生日の前日以前に育児休業を取得していること。

◆ 支給対象期間

父が休業した場合、育児休業給付金を受給できる期間は、1年間が上限となります。

母が休業した場合、出生日(産前休業の末日となります)と産後休業期間と育児休業を取得できる期間を合わせて1年間が上限となります。

※ 保育所に入所できないなどの理由により、子が1歳6か月に達するまで育児休業をする場合には、一定の要件を満たすと子が1歳6か月に達する日の前日までの期間が育児休業給付の支給対象となります。